

社会福祉法人函館博栄会 役員等報酬支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人函館博栄会(以下「当法人」という。)の理事、監事(以下「役員」という。)及び評議員の報酬の支給に関し、当法人定款第9条及び第23条の規定に基づき、その基準を定めることを目的とする。

(役員及び評議員の報酬等)

第2条 役員及び評議員(以下、「役員等」という。)に対し、報酬は支給しない。
ただし、役員等が当法人の理事会、評議員会に出席したとき並びに監事が監査を行ったときは、日額日当を支給する。

2 前項に定める日額日当の額は、10,000円とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に定める日額日当を支給しない。

(1) 役員等が当法人又は社会医療法人函館博栄会(以下「医療法人」という。)の職員である場合

(2) 理事会又は評議員会の開催当日に、役員等が当法人が主催し、日額日当が支給される会議(理事会及び評議員会を除く。)に出席した場合

(3) 理事会又は評議員会の開催当日に、役員等が医療法人が主催し、日額日当が支給される会議に出席した場合

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日改正)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。